

## 市有施設へのネーミングライツ（命名権）の導入について

## 1 ネーミングライツ導入の目的

長崎市が所有する施設等に命名権（以下「ネーミングライツ」という。）を導入し、民間事業者の支援のもと、長崎市が所有する施設等の魅力向上及び地域の活性化を図り、新たな財源を確保することにより、対象となる施設等の維持管理や運営を充実させ、健全で安定した財政基盤の確立及び地域への貢献の促進に寄与することを目的とします。

## 2 ネーミングライツの概要

- (1) ネーミングライツとは、長崎市との契約により施設等の名称に法人名や商品名などを冠した愛称（以下「愛称」という。）を付与させることで、ネーミングライツを取得した法人（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価等を得るものです。
- (2) ネーミングライツの導入により市が得た対価については、原則として当該施設等の維持管理や運営に係る経費にあてます。
- (3) ネーミングライツ導入後は、市は積極的に愛称を使用することとしますが、条例で定める施設等の名称は、変更しないものとします。

## 3 対象施設

対象は市が所有しているスポーツ施設やホール型施設、公園などすべての施設及びその一部とします。

ただし、対象者が限定され、利用中の乳幼児、保護者、児童生徒へ好ましくない影響が想定される学校、保育所、幼稚園は、対象外とします。

また、歴史的な経緯や市民感情など配慮すべき点があるため、文化財、平和施設は対象外とします。

## 4 募集方法

## (1) 施設特定型公募

具体的に施設を決めて募集要項を定め、市のホームページ等により広く公募する方法です。提案については金銭によるもののみとします。

## (2) 提案募集型公募

民間事業者が愛称をつけたい施設や施設の一部、設備などを選び、市へ愛称等を提案する方法です。提案については金銭に加え、役務や物品等の提供によるものも可能とします。

（役務や物品等の提供の例）

清掃や修繕の実施、トイレトペーパーの提供など

5 契約期間 3年以上5年以下

6 ネーミングライツ審査会による審査

提案があった金額や内容についてネーミングライツ審査会で審査を行います。  
審査に当たっては、愛称の親しみやすさ、契約金額等の項目により審査します。

7 公募の状況

(1) 施設特定型

① 第1回目募集 募集期間：令和4年11月25日～12月23日

※募集の結果、応募無し。

番号	施設名	命名条件
1	市民会館	なし
2	あぐりの丘	なし
3	総合運動公園	「総合運動公園」を含めること
4	桜町駐車場	「駐車場」又は「パーキング」のいずれかの名称を使用すること
5	松山町駐車場	「駐車場」又は「パーキング」のいずれかの名称を使用すること
6	北公民館	「北」及び「公民館」の名称を含めること
7	東公民館	「東」及び「公民館」の名称を含めること
8	恐竜博物館	「恐竜」及び「博物館」を含めること
9	科学館	「スターシップ」の愛称を含めること
10	市民総合プール	「長崎市民総合プール」の名称は残すこと

② 今後公募予定（現在、募集に向けて調整中の施設）

番号	施設名
1	長崎ブリックホール
2	市立図書館
3	長崎ペンギン水族館
4	三和農水産物加工直売所
5	東公園
6	道の駅夕陽が丘そとめ

(2) 提案募集型

募集中

8 他都市ホールの事例

	自治体	命名権による愛称	施設正式名称	命名権を取得した企業等	導入時期	契約期間	年間契約金額 (単位：千円)
1	福島市 (福島県)	ふくしん 夢の音楽堂	音楽堂	福島信用金庫	2019年	5年	5,000
2	枚方市 (大阪府)	関西医大大ホール	総合文化芸術センター本館(大ホール)	学校法人関西医科大学	2021年	5年	10,500
3		関西医大小ホール	総合文化芸術センター本館(小ホール)	学校法人関西医科大学	2021年	5年	3,000
4		ひらしんイベントホール	総合文化芸術センター本館(イベントホール)	枚方信用金庫	2021年	5年	1,500
5		ひらしん美術ギャラリー	総合文化芸術センター本館(美術ギャラリー)	枚方信用金庫	2021年	5年	1,100
6		呉市 (広島県)	呉信用金庫ホール	呉市文化ホール	呉信用金庫	2019年	5年
7	鹿児島市 (鹿児島県)	川商ホール	鹿児島市民文化ホール	(株)川商ハウス	2020年	5年	22,000
8	大分県	iichiko 総合文化センター	大分県立総合文化センター	三和酒類(株)	2005年	1年 (自動更新)	55,000
9	壱岐市 (長崎県)	壱岐の島ホール	壱岐文化ホール	壱岐の蔵酒造(株)	2016年	5年	300

# 長崎市ネーミングライツ導入基本方針

## 1 趣旨

この基本方針は長崎市が所有する施設等の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るために、対象施設や募集方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

## 2 ネーミングライツ導入の目的

民間事業者の支援のもと、長崎市が所有する施設等の魅力向上及び地域の活性化を図り、新たな財源を確保することにより、対象となる施設等の維持管理や運営を充実させ、健全で安定した財政基盤の確立及び地域への貢献の促進に寄与することを目的とします。

## 3 ネーミングライツの概要

- (1) ネーミングライツとは、長崎市との契約により施設等の名称に法人名や商品名などを冠した愛称（以下「愛称」という。）を付与させることで、ネーミングライツを取得した法人（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価等を得て、前項に規定するネーミングライツ導入の目的に資するものです。
- (2) ネーミングライツの導入により市が得た対価については、原則として当該施設等の維持管理や運営に係る経費にあてることとします。
- (3) ネーミングライツ導入後は、市は積極的に愛称を使用することとしますが、条例で定める施設等の名称は、変更しないものとします。

## 4 対象施設

対象は市が所有しているスポーツ施設やホール型施設、公園などすべての施設及びその一部とします。

ただし、対象者が限定され、利用中の乳幼児、保護者、児童生徒へ好ましくない影響が想定される学校、保育所、幼稚園は、対象外とします。

また、歴史的な経緯や市民感情など配慮すべき点があるため、文化財、平和施設は対象外とします。

## 5 応募資格

次のいずれにも該当する法人とします。

- (1) 長崎市税、消費税及び地方消費税のいずれにも未納がない法人
- (2) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者

## 6 募集方法

- (1) 施設を特定して募集する方法（施設特定型公募）

具体的に施設を特定し募集要項を定め、市のホームページ等により広く公募する方法です。提案については金銭によるもののみとし、原則として以下の手順で手続きを行います。

### 手続きの順序

- ア 募集要項の決定・ネーミングライツパートナーの募集（ホームページ等による公表）
- イ （応募があった場合）ネーミングライツ審査会での審査
- ウ 相手方の決定
- エ 契約締結
- オ ネーミングライツ料の納付
- カ ホームページ等による周知
- キ 看板、印刷物等の変更
- ク 愛称の使用開始

- (2) 対象となる施設を含めて提案を募集する方法（提案募集型公募）

民間事業者が愛称をつけたい施設や施設の一部、設備などを選び、市へ愛称等を提案する方法です。提案については金銭に加え、役務や物品等の提供によるものも可能とし、原則として以下の手順で手続きを行います。

### 手続きの順序

- ア 法人からの提案
- イ ネーミングライツ審査会での審査
- ウ 相手方の決定
- エ 契約締結
- オ ネーミングライツ料の納付
- カ ホームページ等による周知
- キ 看板、印刷物等の変更
- ク 愛称の使用開始

## 7 提案内容

公序良俗に反する愛称は提案できません。

また、施設利用者や市民の方々の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更はできません。

なお、ネーミングライツ料と期間については、任意の額及び期間とします。

## 8 ネーミングライツ審査会による審査

応募資格を満たす法人から応募があった場合は、ネーミングライツ審査会を開催し、以下の項目について総合的に審査を行い、契約の相手方を決定します。なお、ネーミングライツ審査会の委員については、都市経営会議の副議長及び委員をもって充てるものとします。

審査に当たっては、愛称の親しみやすさ、社会貢献の内容、契約金額等の項目によって審査します。

## 9 契約

### (1) 契約の締結

ネーミングライツ審査会において相手方を決定した場合には、速やかに契約を締結します。

なお、ネーミングライツ料については、指定する期日までに長崎市が発行する納付書で一括納付する必要があります。

### (2) 契約の解除

ネーミングライツパートナーが、会社法に基づく清算の開始又は破産法に基づく破産手続きを開始したとき、又はネーミングライツパートナーの法令違反等の信用失墜行為により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、長崎市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担することとします。

## 10 費用の分担

長崎市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次表のとおりとします。

なお、ネーミングライツパートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料の他に別途負担する必要があります。

区分	費用負担	
	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内の看板等の表示変更 (※1)		○
契約期間終了後の原状回復		○
市ホームページ等の表示変更 (※2)	○	

※1 敷地内の看板設置等については、施設の管理上支障のない範囲内で検討します。

※2 市や指定管理者が発行している印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、変更時期を決定します。

## 11 リスク負担

ネーミングライツパートナーが設置又は構造上の安全性に関わる変更を行った看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、長崎市とネーミングライツパートナーが協議し決定するものとします。

## 12 その他

### (1) 愛称について

愛称が定着するまでの期間、正式名称を併記することがあります。

### (2) 契約締結後の周知・広報について

愛称を付与したことの周知・広報は、「市ホームページ」等により行います。

### (3) その他

ネーミングライツに関することでこの基本方針により難しいと判断されるものについての取扱いは、別に定めることとします。

## 13 施行日

この方針は、令和4年4月20日から施行します。